

■ 国保年金課国保係（☎ 内線1113）
■ 松住民福祉課税務保険係（☎ 内線2121）

国民健康保険に加入している皆さんへ

「高齢受給者証」「認定証」

更新のお知らせ

国民健康保険高齢受給者証を
郵送します

70歳から74歳の国民健康保険加入者
に交付している「高齢受給者証」が7
月31日に有効期限切れとなりますので、
新しい「高齢受給者証」を7月末
に郵送交付します。

「高齢受給者証」は自己負担割合を
示すものです。医療機関などで受診す
るときには、保険証と一緒に窓口に提
示してください。自己負担割合は令和
2年の所得などにより変わる場合があ
ります。

有効期限切れとなつた「高齢受給者
証」は本国保年金課または松住民福祉
課に返却するか、「自分で責任を持つ
て破棄してください。

入院や外来の支払いが限度額までにな
る認定証を交付しています

市では、入院や外来で支払う医療費
の自己負担額が限度額までになる認定
証や、食事代が軽減される認定証を、
申請により交付しています。現在交付

されている認定証は7月31日で有効期
限切れとなりますので、引き続き使用
する人は再度申請してください。申請
した月の1日から適用となります。
なお、70歳から74歳で現役並みⅢと
一般的の区分の人は、高齢受給者証が認
定証の代わりになりますので、認定証
の申請は必要ありません。

●認定証の申請に必要なもの

- ・保険証
- ・すでに交付を受けている人はお持ち
の認定証

- ・マイナンバーカード（もしくは「通
知カード」と運転免許証などの「公的
な写真付身分証明」）
- ※国民健康保険税を滞納していると限
度額適用認定証は交付できない場合が
あります

入院時食事療養費標準負担額

対象	1食あたり の負担額	
一般(下記以外の人)	460円	
非課税 (70歳以 上は低所 得者Ⅱ)	90日まで の入院	210円
	過去12か月 で90日を 超える入院	160円
70歳以上で低所得者I	100円	

70歳から74歳の人

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降:140,100円)	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降:93,000円)	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降:44,400円)	
一般	※18,000円 年間上限144,000円	57,600円 (4回目以降:44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得 901万円超の世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降:140,100円)
イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降:93,000円)
ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降:44,400円)
エ	基礎控除後の所得 210万円以下の世帯	57,600円 (4回目以降:44,400円)
オ	住民税非課税の世帯	35,400円 (4回目以降:24,600円)

※70歳未満の人については所得の申告
がない場合、区分アとして扱います
※原則、1つの医療機関で支払う1か
月の金額が限度額までとなります。
つ以上の医療機関で受診した場合は、
今までどおり高額療養費の申請が
必要な場合があります
※特例対象被保険者軽減措置に該当し
た人の世帯は、負担区分が変更になる
場合があります